

ご家族様 各位
代理人様 各位

社会福祉法人 親和福祉会
特別養護老人ホーム 小松原園
施設長 齋藤 悟

当園ショートステイにおける 新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

拝啓 早春の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、表題の件につきまして、令和2年2月24日付で厚生労働省より八王子市に対して事務連絡がなされたところでございます。それをうけ、当園と致しましても可能な限り厚生労働省の通達に則り、下記の通りご対応をさせて頂く事で感染拡大防止対策を講ずる事と致しました。

つきましては、ご多忙の折誠に恐縮ですが、何卒ご理解ご協力の程お願い申し上げます。

敬具

記

【以下厚生労働省事務連絡より抜粋】

- ②高齢者、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患）を抱える者については、37.5度以上または呼吸器症状が2日以上続いた場合には『帰国者・接触者相談センター』に電話連絡し、指示を受ける事
- 社会福祉施設等の送迎に当たっては送迎者に乗車する前に、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には利用を断る取り扱いとする。過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の扱いとする
- 発熱により利用を断った利用者について、社会福祉施設等から当該利用者を担当する居宅介護支援事業所に情報提供を行い、当該居宅介護支援事業所は必要に応じ訪問介護等の提供を検討する

上記通達より、以下の通り対応をさせていただきます。

内 容 前日連絡の際に、ご家族様に検温を依頼させていただきます。独居などで検温が困難な場合はご相談ください。

37.5度以上の発熱又は呼吸器症状（咳や痰など）が見られた場合は、利用中止とさせていただきます、ご家族様より『帰国者・接触者相談センター』へ電話連絡をお願い致します。ご利用中であっても同様の対応とさせていただきます。『帰国者・接触者相談センター』より様子を見るよう指示があった際は、症状が治まるまでご自宅でご様子を見て頂くようお願い申し上げます。

ご利用中止の際は、通達に則り当園よりご担当のケアマネージャー様にご連絡を申し上げ、対応策をご検討頂くよう依頼致します。

期 間 現時点では期限をもうけず、監督諸官庁からの通達に従い改めてご連絡申し上げます。ご不便をおかけ致しますが、状況ご勘案の上、何卒ご理解ご協力をお願い申し上げます。

以上

お問い合わせ先
特別養護老人ホーム小松原園 042-654-8332
帰国者・接触者相談センター 042-645-5195